

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年六月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十一月十三日奈良県指令建第一〇二―一〇〇号

平成三十一年四月二十五日奈良県指令建第一〇二―一〇〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年五月二十八日建第九四二二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年五月二十八日建第五三八八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字市尾一〇六六番一、一〇六六番三、一〇六七番一、一〇六八番一、

一〇六八番二、一〇六九番、一〇七〇番及び一〇七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字市尾一〇七五番地

社会福祉法人朱鳥会 理事長 山本進章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡高取町大字市尾一〇六六番一、一〇六六番三及び一〇六八番一の各一

部